

改正派遣法に基づくマージン率公開

労働派遣法の改正に伴い、

労働者派遣のマージン率の公開が義務付けられました(法第23条第5項)

令和5年度 労働者派遣の実績及びマージン率等は下記通りです

派遣労働者の数	10名
派遣先の数	2社
マージン率	46.2 % (小数点以下2位以下4捨5入)
派遣料金一人あたりの平均額	35,784 円 (1日 8時間あたりの平均)
派遣労働者の平均賃金	19,232 円 (1日 8時間あたりの平均)

◆マージン率とは

(派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額)÷派遣料金の平均額

◆マージンに含まれる費用

法定福利費	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、 雇用保険料、労働保険料、などの事業主負担分
有給休暇費用	有給休暇、特別休暇 取得時の充当費用
福利厚生費	福利厚生サービス会社加入会費負担、慶弔見舞金
会社運営経費	営業、労務管理、求人採用活動、 事業運営にあたる人件費等

・教育訓練に関する事項

情報セキュリティ及び個人情報保護教育

階層別、テーマ別研修

安全衛生教育

・労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項について

労使協定を締結：あり

労使協定対象労働者の範囲：すべての派遣労働者

労使協定有効期間：2024年4月1日～2025年3月31日

許可番号 派13－307984

株式会社ユニ・システム

東京都世田谷区太子堂 2-20-17